

小型家電リサイクルについて

平成26年3月26日(水)

柏市環境部廃棄物政策課

1

「小型家電」とは？

ご家庭の電気や電池で動く家電製品が広く対象となります。*



この他にも電子レンジや掃除機など100品目以上の小型家電が対象です。

*テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の家電4品目は、これまでどおり「家電リサイクル法」の対象です。「小型家電リサイクル法」の対象ではありません。
詳しくは家電小売店、市町村へお尋ねください。

2

なぜ「小型家電リサイクル」？

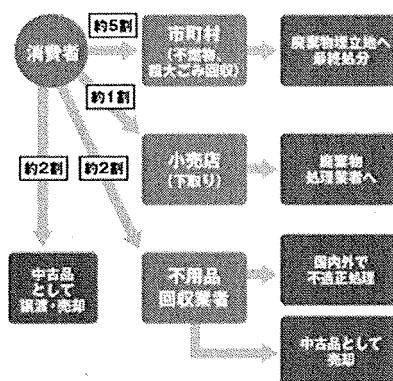
資源の有効利用

鉄・アルミ・貴金属・レアメタル等の有用な金属が含まれています。

環境汚染防止

現在、一部の例外を除いて、大半が埋立地に処分されています。

現在の使用済小型家電の主なフロー



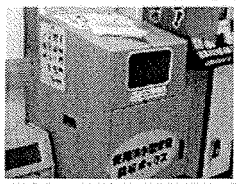
3

どのように回収する？

たとえば…

ボックス回収

公共施設やスーパー、家電販売店などに専用の「回収BOX」を設置し、回収します。



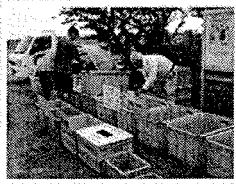
ピックアップ回収

粗大ごみや不燃ごみと一緒に回収し、ごみ処理施設で自治体の職員が小型家電を取り出します。



ステーション回収

ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。

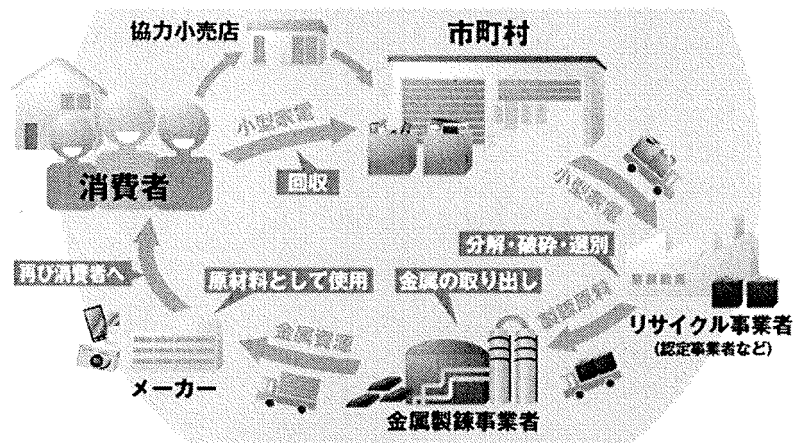


自治体の特性や方針等により、様々な手法があります。

4

どのようにリサイクルされる？

適切に処理され、下記のルートで資源になります。



5

柏市の取組み 基本的な考え方

- ①レアメタルの再資源化と廃棄物の適正処理が目的
- ②持続できる仕組みの構築を目指し、まずは、対象品目や回収方法を絞り込んで実施
- ③国の実証事業を活用してスタート
- ④旧柏地域と旧沼南地域は同一制度で実施
…柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との連携
- ⑤「環境教育」や「福祉の就労支援」の視点を検討

6

柏市の取組み 実施方法案

◆回収品目：特定対象品目



(土浦市の例)

資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目として国が指定する品目群。

試算により、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能とされています。

柏市では、国が指定する特定対象品目（パソコンを除く）の内、回収ボックスの投入口に入るもの（約30cm×15cm）を対象とする予定です。

7

柏市の取組み 実施方法案

◆回収方法

(1) ボックス回収

市役所、出張所、リサイクルプラザ、清掃工場など公共施設に設置。14箇所を想定。

(2) イベント出張回収

ボックス回収を補完する仕組み

地域のイベント時などに事前周知を図り、来場のついでに小型家電を持参していただく。

回収品目は投入口を通る小型家電とします。

8

小型家電リサイクルシステム構築 実証事業について

◆概要

小型家電リサイクル制度への参加を促すため、小型家電リサイクルを実施するために必要な物品・役務を国から市町村に提供するものです。

平成25年度は、市町村提案型が3回、再資源化事業者提案型が4回、公募されています。

9

小型家電リサイクルシステム構築 実証事業について

◆市町村提案型

市町村から国へ実施計画を申請。市町村の計画を基に国がコンサルタント事業者を選定後、準備を進めます。

市が計画を作成し、環境省との調整を行います。

また、小型家電を実際に引き渡す認定事業者の選定は、市とコンサルタントとの協議により行います。

コンサルタントと認定事業者が異なることになると調整が必要になります。

<実証事業の流れ>

市	実証事業申請書の作成 (計画, 予算)
↓ (申請)	
環境省	コンサルタントを入札により選定し、契約
↓ (通知)	
市及びコンサルタント	引渡事業者の選定 準備(資材, 契約, 広報等) 事業の開始
↓ (事業実施)	
コンサルタント	成果報告書を作成し、環境省へ提出

10

小型家電リサイクルシステム構築 実証事業について

<実証事業の流れ>

◆再資源化事業者 提案型

事業者から国へ実施計画を申請。あらかじめ、事業者と市町村との間で連携の合意が必要です。

市として、連携合意に至るまでの準備・選定基準設定などが必要ですが、合意後は全ての事務や調整を連携事業者が行います。

小型家電の引き渡し先も、自動的に連携事業者に決定します。

市	連携する引渡事業者を選定し、合意書を交わす
↓（合意）	
引渡事業者	実証事業申請書の作成（計画、予算）
↓（申請）	
環境省	外部審査会にて審査
↓（通知）	
環境省	引渡事業者と随意契約
↓（通知）	
市及び引渡事業者	事業実施に向けて準備（資材、契約、広報等）、事業の開始
↓（事業実施）	
引渡事業者	成果報告書を作成し、環境省へ提出

教育及び福祉との連携の視点

◆環境教育

学校への出前講座や清掃施設見学时などを活用し、小型家電リサイクル制度やごみ減量への取り組みを啓発します。

◆障害者の就労支援

機器の分解や選別作業を障害者の就労の場として活用できるか、検討します。

- ・課題の整理
- ・福祉部門との連携
- ・認定事業者との調整

今後のスケジュール案

～平成26年4月	関係機関との調整 実施方法案の作成
平成26年4月下旬	廃棄物処理清掃審議会
5月初旬	実証事業公募開始
5月末	実証事業申請締切
6月下旬	選定結果通知
7月下旬	環境省や事業者と調整
8月上旬	物品調達，広報活動開始
秋以降	実証事業開始
平成27年3月下旬	実証事業終了
4月以降	事業継続